

中部電力株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 水野 明久 殿

平成23年5月19日

要 請 書

静岡県御前崎市議会議長 後藤 憲志

平成23年5月6日の国による浜岡原子力発電所の全面停止は、国策の原子力政策に、全面的に協力し共生してきた御前崎市とすれば納得しかねるが、かかる事態になった以上、貴社におかれては速やかに地震津波対策に渾身の力を傾注し、完了させるよう強く求めます。

また、市として貴社に対して原子力の安心安全対策及び雇用・経済対策を、下記事項のとおり要請します。

記

【安心安全対策】

- 1 既に申し入れている屋外の燃料タンク等の補強を早急に整備すること。
- 2 新設予定の防波壁については、市民の中からは津波の侵入時に冠水を更に促し、排水の障害になるだけでなく、二次災害の恐れを心配する声があることを踏まえて、充分検討すること。
- 3 淡水タンクの取水系統を新野川右岸側から左岸側に移して水源の安全確保を行い、高台に新設大型淡水タンクを設け、外部からの原子炉注水機能と熱交換器による冷却プラントを設ける等、原子炉冷却機能のバックアップ体制の構築を検討すること。
- 4 全ての冷却機能を喪失した場合に、高台の新設大型淡水タンクから、ボタン一つで自然流下により原子炉格納容器内を水で満たして燃料を冷やす等、冠水措置を行える設備を検討すること。
- 5 核燃料の積み下ろし時や輸送時に、地震や津波が発生した場合の対応マニュアルを整備すること。
- 6 外部電源ライン確保のための安全対策を行うこと。

【雇用・経済対策】

- 1 雇用や市内経済に大きな影響が予想されるので、雇用を守るべく最大限の努力を求めます。
- 2 物品の購入、宿泊や飲食などは、できる限り市内にて利用することを貴社及び関係企業全従事者に徹底させることを求めます。



経済産業大臣
海江田 万里 殿

平成23年5月19日

要 望 書

静岡県御前崎市議会議長 後藤 憲志

平成23年3月11日、東北地方太平洋沖を震源とする我が国最大規模(M9.0)の地震が発生しました。この地震、津波により東北地方を初めとして広範囲にわたり壊滅的な被害が発生し、東京電力(株)福島第一原子力発電所に於いて冷却機能が喪失し、原子力緊急事態宣言が発せられました。

更に、5月6日の国による浜岡原子力発電所の全面停止決定は、国を全面的に信頼し、原子力政策を担って来た立場として、驚くべきことであり、今なお納得出来かねています。

御前崎市は、昭和42年の原子力発電所立地決定後、首尾一貫して我が国のエネルギー確保の観点に立ち、国の原子力政策を受け入れ、今日まで積極的に協力して来ました。

しかしながら、東京電力(株)福島第一原子力発電所の大事故により、御前崎市に対する国民の視線は大きく変化し、市民の尊厳も傷つき、更には今回の全面停止により市の歳入も激減し、財政見通しが立たず、市内経済も打撃が予想されます。今後の御前崎市の困難を考えると、国策の原子力との共生も大きく揺らいでいます。

この実情を推察の上、御前崎市に対し救済的財政支援はもとより、津波に対する安全基準を示し、原子力発電所の安全安心が国により確保、担保されるよう特段の配慮を願います。

また、中部電力(株)浜岡原子力発電所に対する市民の安心安全が保てるよう立地市として、別紙()のように中部電力に申し入れましたが、国としても規制の緩和や福島第一原子力発電所事故の知見等を含めた支援、指導をしていただくことを併せて要望いたします。

別紙：中部電力株式会社への要請内容と同文



御前崎市長 石原 茂雄 殿

平成23年5月23日

市の対応について

議 長 後藤 憲志

福島第一原子力発電所の大事故により当市の予定していた、初期対策交付金、核燃料サイクル交付金が不確定となり、市の財政運営が不透明の中、5月6日の国による浜岡原子力発電所の全面停止は、更に財政運営を困難な状態としつつあります。よって、財政運営上、大幅な歳出の見直しが急務となっています。

また、この全面停止により、市内経済も著しく下方修正が見込まれ、市内の雇用はもとより、企業、商店、農業、漁業のセーフティネットの構築が急がれます。よって下記事項を取り入れた政策の実現を求めます。

記

- (1) 県の特定発電所周辺地域振興対策交付金の基金を主たる財源とし、「原子炉全面停止による融資基金(仮称)」を造成し市保証による長期無利子融資制度を立ち上げること。
- (2) 原子力発電所に係る風評被害に対しても「(1)」のセーフティネットの適用を考慮すること。
- (3) 緊急経済対策事業を実施し、市内経済の活性化を図ること。具体的には農業振興拠点施設整備事業の早期完成、防災の面から新消防署の早期完成、上水道の老朽管布設替、浜中の安全対策として早期改築を図ること。
- (4) 市発注の購買品及び工事に関しては、市内の企業、商店、農業、漁業等を最優先とし市内調達すべきである。

